

## さいたま市告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和8年1月26日

さいたま市長 清水勇人

### 1 辞退した医療機関

- 別紙のとおり

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

辞退した医療機関

医療機関の名称	住所	医療の種別	担当する医療	辞退年月日
タケシタ調剤薬局 浦和美園店	さいたま市岩槻区 美園東1-2-12	育成医療・更生医療	薬局	令和7年11月30日
パル薬局東浦和店	さいたま市緑区東 浦和1-21-11	育成医療・更生医療	薬局	令和7年12月31日
リプラス訪問看護 ステーション浦和 美園	さいたま市岩槻区美園 東1-2-17 Leben浦和美園 202号	育成医療・更生医療	訪問看護	令和7年12月31日